

令和元年富良野市教育委員会第5回定例会

開催年月日	令和元年5月13日（月） 午後1時35分開会
開催場所	富良野図書館 3階教育委員会室
出席委員	教育長 近内 栄 一 委員 宮本 鎮 栄 委員 吉田 幸 男 委員 菅野 義 則
欠席委員	津山 正 樹 委員
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀 淵 雅 彦 学校教育課長 佐 藤 清 理 社会教育課長 吉 田 等 こども未来課主幹 松 木 政 治 学校教育課管理係長 石 坂 征 和
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について 議案第2号 富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について 議案第3号 富良野市社会教育委員の委嘱について 議案第4号 富良野市学社融合推進委員会委員の委嘱について 議案第5号 富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について 議案第6号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について 議案第7号 富良野市こども通園センター設置条例施行規則の一部改正について 議案第8号 富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第9号 富良野市こども通園センター運営規程の一部改正について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 吉田 幸 男 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後1時35分

近内教育長

只今より令和元年富良野市教育委員会第5回定例会を開会いたします。
本日は、津山委員より欠席の通知がありましたのでご報告いたします。

会議録署名委員には、吉田委員にお願い致します。

次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

平成 31 年 4 月 22 日から令和元年 5 月 12 日までの事務報告をいたします。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。

4 月 24 日、布部小中学校コミュニティ・スクール協議会に出席しています。

4 月 25 日、第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会を旭川市にて出席しています。同日、富良野小学校コミュニティ・スクール協議会に出席しています。

5 月 7 日、富良野沿線教育長会議に出席しています。

5 月 9 日、北海道都市教育長会春季定期総会を留萌市にて出席しています。

以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、補足説明を行います。

4 月 24 日の布部小中学校コミュニティ・スクール協議会に出席し、布部小中学校は児童生徒数の減少と区域外通学が多いことから、子どもたち同士で学び合うことが厳しい学習環境であること。特に中学校では、教科ごとの教員が十分確保できないことなど、教員の負担が増加し、将来的にも市街地の学校への区域外通学をする児童生徒も多く、学校経営・学級経営の不安定化が懸念されることにより、保護者・地域を中心とした将来の布部小中学校を考え話し合いをする場づくりが必要であるという話をしました。当面は学校と地域が連携し子どもたちの教育環境づくりが重要であるため、コミュニティ・スクールの重要性を説明しています。なお、校長からは、今後の学校について考えるにあたり、布部地域の子どもたち全体の教育ニーズを把握することが必要で、区域外通学させている保護者の考えも聞く必要があることを提起されました。

4 月 25 日の第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会では、道教委より上川南学区でも平成 34 年度は 1～2 学級減による調整、平成 35 年度から 38 年度の間では 6～7 学級減による調整が必要であるとの説明がありました。道教委から富良野市教委の意見を求められ、1 点目は道内だけで生徒の獲得競争を行うことを避けるためにも、多くの学科で道外からの募集枠を拡大する必要があるのではないか、2 点目には遠隔授業について小規模市町村における教育の質的向上に向け、光回線網などのインフラ整備が必要であること、3 点目にはコミュニティ・スクールの設置高校を増やすべきである事について意見を出しました。道教委からの回答は、それぞれ推進に努めるとの回答でした。

同日の富良野小学校コミュニティ・スクール協議会では、コミュニティ・スクールは地域住民が学校運営に参加し、学校と地域が協働して子どもたちの教育環境を作り上げるものであり、地域の民生委員児童委員などの参加も盛んになってきており、地域全体で子どもたちが安心して学び遊べる環境づくりの重要性につ

いて説明しています。

5月7日の富良野沿線教育長会議では、1点目は、富良野地区結核対策委員協議会総会が行われ、富良野沿線各市町村では、平成30年度の結核健診精密検査検討者はいなかったことが報告されました。2点目は、富良野地区広域教育振興協議会総会では、令和元年度の沿線教育委員会が連携した社会教育関係の事業について決定されました。3点目は、中学校部活動に関わる外部指導者の活用について意見交換を行い、部活動の

在り方そのものから現状に即した対応が必要なことと、小学生の場合も少年団活動は長時間練習が多い中で、在り方を地域全体で考える必要があるという意見が出されました。

5月9日の北海道都市教育長春季定期総会では、教員を始めとする人材不足に対応するための対応策について話し合いをしており、北海道都市教育長会として、北海道・北海道教育委員会に対し、教職員確保及び小中学校の35人学級の完全実施などについて要望することを確認しています。

以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第1号 富良野市いじめ問題審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます

す。

本件は、富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例第27条に基づき、いじめZEROの推進を図るため、教育委員会の附属機関として設置する、富良野市いじめ問題審議会の委員を委嘱するものであり、所属団体での役員交代に伴う欠員2名を補充するものでございます。

任期につきましては、委員の残任期間の令和元年5月1日から令和2年9月30日まででございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号「富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第2号 富良野市学校教育指導委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市学校教育指導委員会設置規則第3条の規定に基づき、学校教育指導委員会委員を委嘱するものでございます。

学校教育行政の充実を図るため、本市学校教育諸問題について審議する指導委員会委員として10名を委嘱しておりますが、任期満了となりました委員について、教頭1名、教諭3名を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に、議案第3号「富良野市社会教育委員の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第3号 富良野市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市社会教育委員につきまして、公募委員の任期途中における退任及び所属社会教育団体での役員交代に伴い、欠員となりました2名を残任期間の令和元年5月1日より令和2年4月30日まで委嘱をするものでございます
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
次に、議案第4号「富良野市学社融合推進委員会委員の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第4号 富良野市学社融合推進委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市学社融合推進委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するもので、校長会、教頭会、市PTA連合会、富良野デザイン会議暮らしステーションよりそれぞれ1名ずつ、市内8地区の推進部会よりそれぞれ2名ずつ、さらに教頭会より幹事として2名をそれぞれ推薦いただき、合計23名を委嘱するものでございます。

委嘱の期間につきましては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第5号 富良野市青少年補導センター補導員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市青少年補導センター補導員の任期満了に伴い新たに委嘱するもので、委嘱の内訳は市内各学校より推薦のありました教員22名と各PTAより推薦のありました8名、関係機関団体より推薦のありました5名の計35名を委嘱するものでございます。

委嘱の期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第5号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号「コミュニティ・スクール協議会委員の任命について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第6号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、東小学校運営協議会において、委員の辞職により欠員が生じたので、富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則第9条第3項に基づき、新たに委員を補充するものでございます。

新たに任命いたします補充委員につきましては、別紙のとおり1名で、任期につきましては、残任期間であります令和元年5月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第6号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「富良野市子ども通園センター設置条例施行規則の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第7号 富良野市子ども通園センター設置条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉法において、法第21条の5の16第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者については、6年ごとに指定の更新を受ける規定により、平成31年3月に更新手続きを行った際に、管理者の見直しを行い、規則を改正しようとするものでございます。

以下、その概要についてご説明申し上げます。

第3条第2号中「児童指導員」を「保育士、機能訓練担当職員」に改正しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第7号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号「富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第8号 富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本市では、平成31年4月1日から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めようとするものでございます。

第10条3項の改正は、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了

する必要がありますが、当該研修を指定都市の長が実施できることとなったことから、指定都市の長が実施する研修を受講の対象に追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第8号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第9号「富良野市こども通園センター運営規程の一部改正について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第9号 富良野市こども通園センター運営規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉法において、法第21条の5の16第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者については、6年ごとに指定の更新を受ける規定より、平成31年3月に更新手続きを行った際に、管理者の見直しを行い、規程を改正しようとするものでございます。

以下、その概要についてご説明申し上げます。

第4条第3号中「児童指導員7名（常勤職員3名、非常勤職員4名）」を「保育士5名、機能訓練担当職員2名」に改正しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第7号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって令和元年富良野市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時53分